

# 青森県報

号外第二十二号

平成二十七年  
三月二十七日  
(金曜日)

## 目次

### 規則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………  
（みらい課）…  
青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提  
供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…  
（同）…

## 規則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十二号

#### 青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第二十五号様式」を「第二十六号様式」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（病児保育事業開始届書等）

第二十六条 法第三十四条の十八第一項の規定による届出は、病児保育事業開始届書

（第二十六号様式）によらなければならない。

2 法第三十四条の十八第二項の規定による届出は、病児保育事業変更届書（第二十

七号様式）によらなければならない。

3 法第三十四条の十八第三項の規定による届出は、病児保育事業廃止（休止）届書

（第二十八号様式）によらなければならない。

第二十九条第一項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に改め、同条

第二項中「第三十五条第七項」を「第三十五条第十二項」に改める。

第二十五条様式中、「第25条」を削り、「障害児通所支援事業等（児童自立生活援助

事業等、一時預かり事業）開始届書」を「障害児通所支援事業等（児童自立生活援助

事業等）開始届書」に、「一時預かり事業）を」を「」に改め、「第34条

の2第1項」を削り、同様式の記の7を削り、同記の8中「（並びに利用児童）」を

削り、同8を同記の7とし、同記の9を削り、同記の10を同記の8とし、同様式の注

の1及び2を削り、同注の3を同様式の注とする。

第二十六号様式を次のように改める。

第26号様式 (第25条、第26条関係)

青森県知事 殿

番 年 月 日 号

住 所

氏 名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

㊦

一時預かり事業 (病児保育事業) 開始届書

一時預かり事業 (病児保育事業) を開始するので、児童福祉法第34条の12第1項 (第34条の18第1項) の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業を行おうとする区域  
(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称も記載すること。)
- 7 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
- 8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 9 事業開始の予定年月日  
(添付書類)

- 1 収支予算書
  - 2 事業計画書
- 注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第117号様式 (地方公共団体の長 [㊦] ) 及び [㊦] 「障害児通所支援事業等 (児童自立生活援助事業等、一時預かり事業、家庭的保育事業) 変更届書」や「障害児通所支援事業等 (児童自立生活援助事業等、一時預かり事業、病児保育事業) 変更届書」及び「家庭的保育事業」に」や「病児保育事業」に」及び「第34条の15第2項」や「第34条の18第2項」に定める。

第117号様式 (地方公共団体の長 [㊦] ) 及び [㊦] 「障害児通所支援事業等 (児童自立生活援助事業等、一時預かり事業、家庭的保育事業) 廃止 (休止) 届書」や「障害児通所支援事業等 (児童自立生活援助事業等、一時預かり事業、病児保育事業) 廃止 (休止) 届書」及び「家庭的保育事業」を」や「病児保育事業」を」及び「第34条の15第3項」や「第34条の18第3項」に定める [㊦] 様式 (保育) 」に定める。

第113号様式 (第35条第6項) や「第35条第11項」に定める。  
第104号様式 (第35条第7項) や「第35条第12項」に定める。

様 面

JG 様式 第 117 号 様 式 1 面 の 様 子 。

児童福祉法第34条の12第1項 (第34条の18第1項) の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

平成二十七年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 郎

青森県規則第133号

青森県就学前の子どものまに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県就学前の子どものまに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則 (平成十八年十一月青森県規則第百四号) の一部を次のように改正する。

第一条中「児童福祉法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第十一号)」を削ぐ。

「平成十八年 文部科学省令第三号」を「平成二十六年 文部科学省令第二号」に改める。  
「厚生労働省令第三号」を「厚生労働省令第二号」に改める。

第二条第一号中「認定こども園認定申請書」を「幼保連携型認定こども園以外の認



第4号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

幼保連携型認定こども園内容変更届出書

幼保連携型認定こども園に係る下記の事項について変更するので、就学前の子どもにもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律施行規則第15条第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 幼保連携型認定こども園の名称
- 2 幼保連携型認定こども園の所在地
- 3 変更する事項  
変更前  
変更後
- 4 変更の理由
- 5 変更予定年月日 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可申請書

幼保連携型認定こども園の廃止(休止)の認可を受けたいので、就学前の子どもにもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律施行規則第17条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 次に掲げる事項を記載した書類
- (1) 幼保連携型認定こども園の名称
- (2) 幼保連携型認定こども園の所在地
- (3) 幼保連携型認定こども園の廃止(休止)の理由
- (4) 園児の処置方法
- (5) 幼保連携型認定こども園の廃止の予定期日(休止の予定期間)
- (6) 財産の処分(廃止の場合に限る。)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第 6 号様式 (第 2 条関係)

青森県知事 殿

年 月 日

設置者 (変更前)

住 所

名 称

代表者氏名

設置者 (変更後)

住 所

名 称

代表者氏名

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可を受けたので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 18 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

次に掲げる事項を記載した書類

- ( 1 ) 幼保連携型認定こども園の名称
- ( 2 ) 幼保連携型認定こども園の所在地
- ( 3 ) 設置者の変更前後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項
- ( 4 ) 変更の理由
- ( 5 ) 変更予定時期

附 則

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭